



税務署での申告は入場整理券を

出水税務署では所得税などの申告会場を次の日程で開設します。

○開設期間

2月16日(金)～3月15日(金)

○受付時間

午前9時～午後4時

○開設場所

出水税務署1階会議室

「入場整理券」が必要です

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

○入場券発行方法

①LINEアプリ「国税庁公式アカウント」を友達追加して、オンラインで事前発行

※LINEアプリで「D検索」を選択し、「@kokuzue」と入力し検索

②確定申告会場で当日配布

令和5年分の個人の確定申告および納付などの期限は次のとおりです。

税目	申告・納付期限	振替日
申告所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
消費税および地方消費税	4月1日(月)	4月30日(火)
贈与税	3月15日(金)	—

問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル

☎0570(0)5901

国民健康保険税の産前産後期間分を免除

国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が減額されます。

○対象となるかた

・令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者
 ※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます。)

・出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

○必要書類

・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
 ・母子健康手帳など
 ※出産後に届け出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

○国民健康保険の免除方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額が出産予定月(又は出産月)の前月から翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。
 ※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当の保険税が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

問い合わせ先

役場税務課国民健康保険税係

☎(86)1172「直通」

対象となる期間

単胎妊娠のかた

3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
------	------	------	-------	------	------	------

多胎妊娠のかた

3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
------	------	------	-------	------	------	------